

第1章 《序 論》

第1節 総合計画策定の趣旨と計画の役割

合志市では、平成20年度から平成27年度を期間とする合志市総合計画第1次基本構想を策定し、その目標として掲げた将来都市像『未来輝く 産業・定住拠点都市』の実現を目指し、着実にまちづくりをすすめてきたところです。

この期間中、平成20年には世界的金融危機リーマンショックが起こり、世界的な経済の冷え込み、消費の落ち込み、金融不安が広がりました。この金融危機により、日本経済も超円高や株安などの影響を受け、大幅な景気後退へ繋がっていきました。

また、国内では第1次安倍内閣が、財政支出の削減と公共投資の縮小、規制緩和によって成長力を高める「小泉構造改革」路線を継承しました。第2次安倍内閣に移行してからは、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」及び、「希望を生み出す強い経済」、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」からなる「新三本の矢」という政策を次々と打ち出し、デフレ経済を克服するために大胆な金融緩和措置等を講じました。「アベノミクス」とよばれるこの政策によって、日本経済は緩やかではありますが景気回復基調を見せたものの、まだまだ景気停滞感は抜けきれず、経済の好循環実現に向けた政策が望まれるところです。

合志市においても、リーマンショックの影響は、半導体メーカーの不振をあり、法人市民税は大きく落ち込みました。また、人口の増加はあるものの、それと比例するような個人市民税の伸びは見られず、加えて想定以上の民生費の伸びが、厳しい財政状況を示すこととなりました。現時点では、株価も上がり、国内において景気回復に向かっているとはいえるものの、地方での実感にはまだまだ乏しいものがあります。

第2次基本構想の策定にあたっては、これまでの国の動きと共に、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」が大きく影響してきます。この法律の中では、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが謳われています。

これらの状況を踏まえると、行政に課せられる使命は重く、行政サービスの質・量を維持し、落とさないためにも、これまでも増して効率的な自治体経営が強く求められています。また、時代の変化に的確に対応するためには、社会潮流を見据えた新しい時代の未来設計図が必要です。

これらのことから、合志市のまちづくりを総合的かつ計画的にすすめていくため、次代を拓く新たな都市像と長期的な展望を示し、総合的なまちづくりの指針として、第2次基本構想を策定するものです。

また、この総合計画は、合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項の定めに基づいて策定するものであり、本市のまちづくりをすすめるうえで最上位の計画となります。

合志市自治基本条例（平成22年3月4日条例第1号）第15条第1項

第15条 市の執行機関は、自治の基本理念及び市政運営の基本原則にのっとり、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めるとともに、その実現のための基本計画をまとめ、総合計画を策定します。

第2節 計画の構成と期間

この総合計画は、長期的な方針を示す**基本構想**、中期的な計画となる**基本計画**及び短期的かつ具体的な事業計画となる**実施計画**の三層による構成になっています。

① 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像を示し、すすむべき方向や基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針です。

第2次 基本構想 ▶ 期間 8年間 平成28～35年度(2016～2023年度)

② 基本計画

基本計画は、基本構想に示された将来像を具体的な形にするために取り組む基本的な施策*を総合的・体系的に示します。

第1期 基本計画 ▶ 期間 4年間 平成28～31年度(2016～2019年度)

第2期 基本計画 ▶ 期間 4年間 平成32～35年度(2020～2023年度)

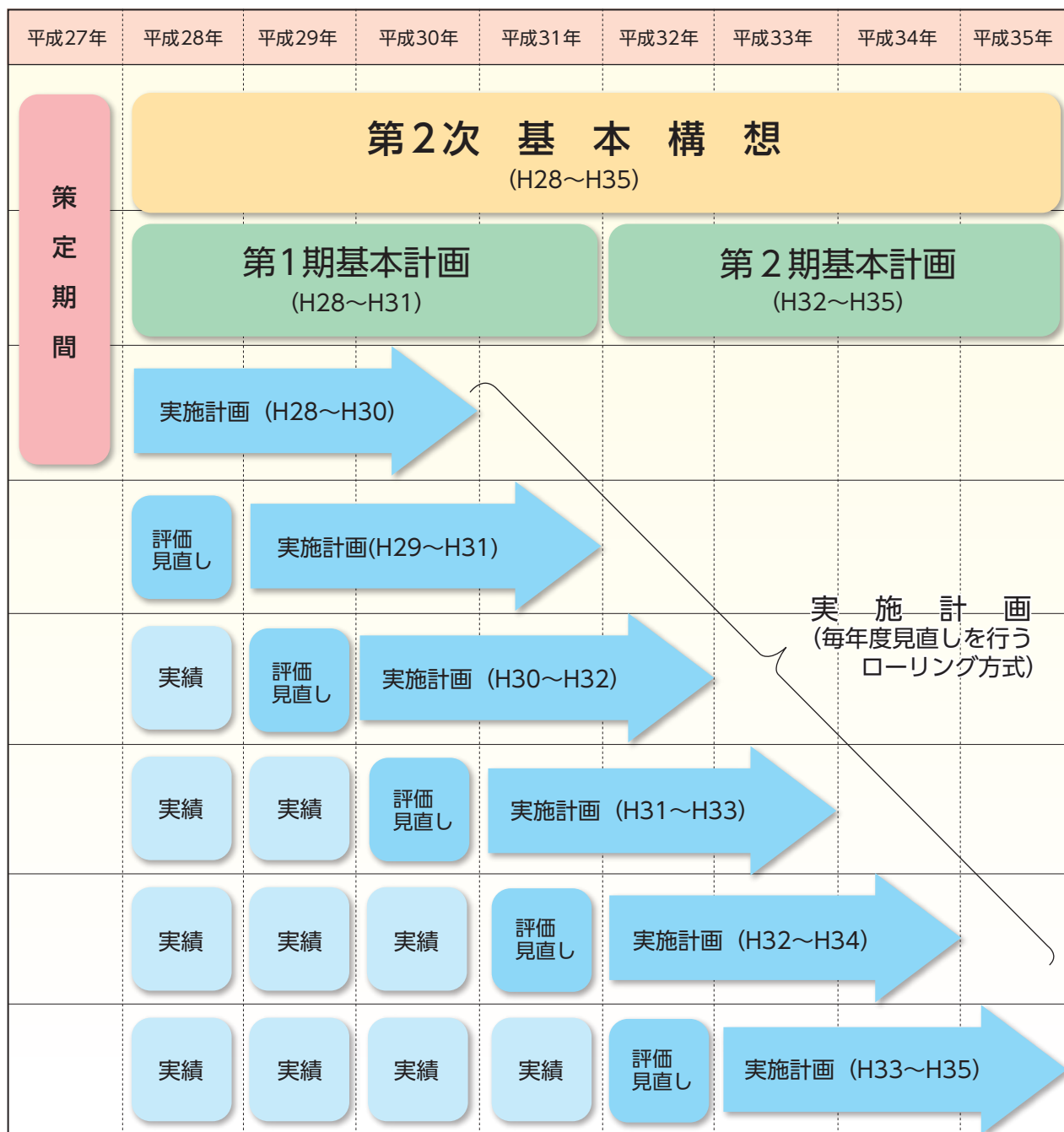
※施策とは：「まちづくりの基本理念やビジョン」を達成するための政策課題として設定した基礎単位です。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策について、現実の行財政運営でどのように実施していくかを具体的に明示したもので、毎年度の予算編成及び事業実施のガイドラインにもなります。

実施計画 ▶ 期間 3年間 (毎年度見直しを行うローリング方式)

[合志市総合計画の構成と期間]



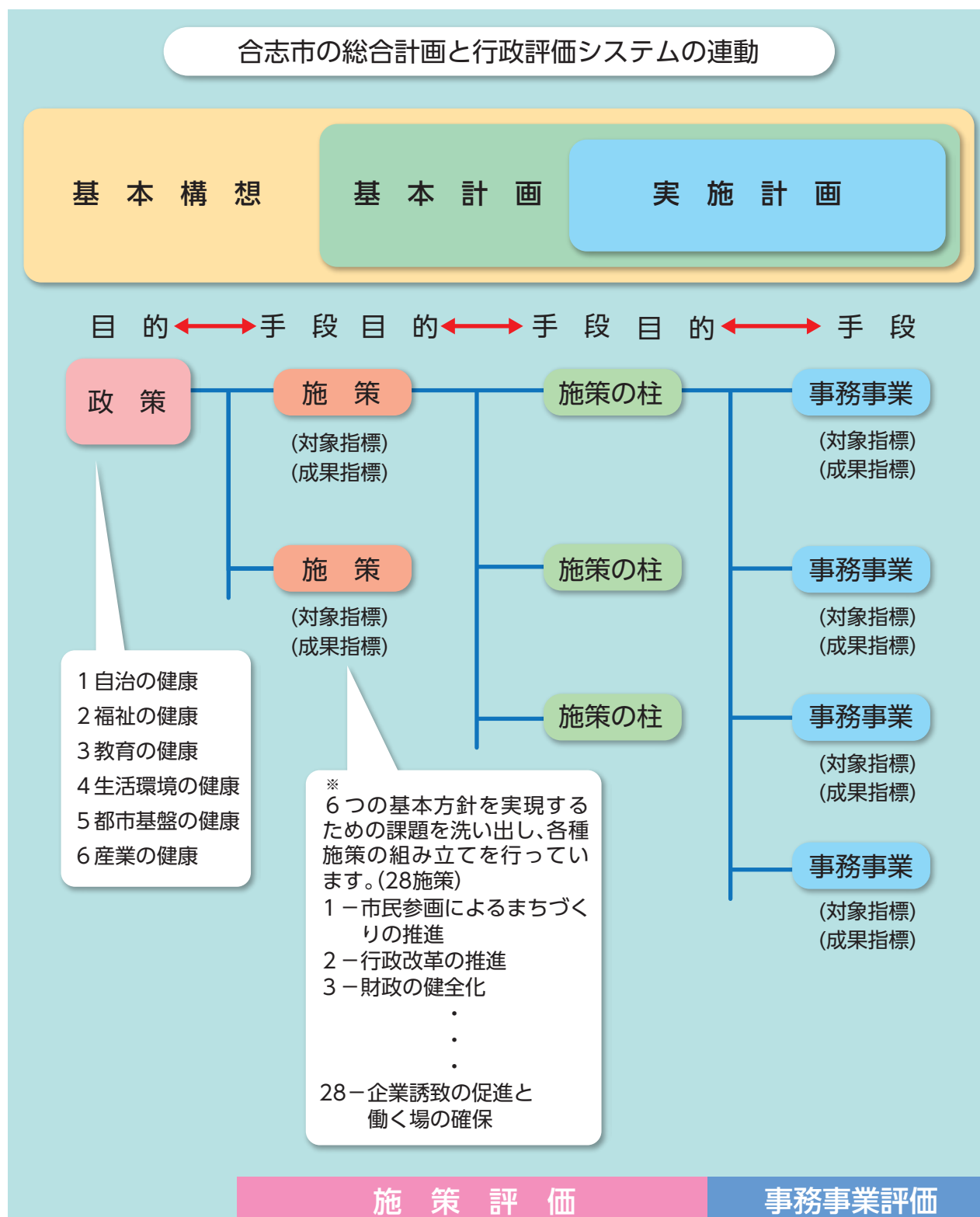
【ローリング方式】

計画の実施過程で計画と実績の間に差異が生じていないかをチェックし事務事業に対する振り返りと評価を加えます。

改善の余地がある場合には、実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式です。

第3節 計画の進行管理と行政評価

「基本構想」、「基本計画」に沿って各事務事業を推進することになりますが、その計画の進行管理にあたっては『行政評価システム』を活用し、計画と連動させることによって行います。



第4節 合志市の行政経営（マネジメント）

◎ 行政評価

行政が行う仕事を評価し、その結果を次の計画や実施に反映することを「**行政評価**」といいます。

行政の仕事は、利益創出が目的ではありません。行政にとってのお客様は市民であり、提供する商品は「健全で安定した住みよいまちづくり」ということになります。また、市民は住民自治を担う主役であり、納税者であり、行政サービスの受益者であり、利害関係者であるなど、さまざまな側面を持っています。

行政評価の原点は、こうした住民の立場で評価を行い、次のより良い行政サービスに結び付けていくことにあります。

[PDCAサイクル]



結果を把握して評価を行い、
次の計画と実施に反映していきます。

◎ 行政評価システム

行政評価システムでは、施策・施策の柱・事務事業という施策体系の各段階において、それぞれを**目的**から振り返るため、「対象」と「意図」を明確にしていきます。

「対象」… 誰や何のために活動するのか

「意図」… 対象をどのような状態にすべきなのか

その達成度を「**成果**」として数値で表します。

成果の設定については、市民にとってどうなればより良い状態になるのか、という視点に立った指標・項目を取り入れていきます。また、事業実施後の効果を評価するとともに、設定した指標(目標)がどの程度達成されているかを毎年度公表します。

このように、行政の透明性を高め、市民の皆様と課題や目的・目標を共有化することで、これからも市民起点の行政経営の実現をめざします。

行政経営は、「**Plan (計画)–Do (実施)–Check(評価)–Act (改善)**」というサイクルですすめられます。このようにまちづくりのビジョンをスタート地点とする行政活動を効率的に行っていくための仕組みが行政評価システムです。

この**行政評価システム**を総合計画の施策体系に沿って機能させることによって、着実な計画の推進を図ります。